

武蔵野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

武蔵野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成28年3月武蔵野市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<u>第20号様式</u> （別添1のとおり）	<u>第20号様式</u> （別添2のとおり）	様式の改正

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の武蔵野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。